

令和4年度

# 事業計画書

(第13期)

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

東京都港区芝大門一丁目1番30号  
日本自動車会館11階

## 目 次

【公1】 自動車リサイクルに関する事業 .....	1
I . 資金管理業務に関する事業.....	1
II . 再資源化等業務に関する事業.....	3
III . 情報管理業務に関する事業.....	5
IV . 自動車リサイクルの促進に関する事業 .....	7
【公2】 二輪車リサイクルに関する事業 .....	9

## 【公1】自動車リサイクルに関する事業

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

### I. 資金管理業務に関する事業

#### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定される資金管理法人として経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第93条に規定される業務(資金管理業務)を実施するものである。

令和4年度の取組みとして、令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造において、システムの利便性、拡張性及び効率性の向上を実現するための具体的な要件を整理した仕様書を策定し、開発事業者を選定する。

#### <事業内容>

令和4年度に資金管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. リサイクル料金の収受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の収受を行う。

令和4年度は、新車登録・検査時預託500万台分469億円、引取時預託3万台分2億円のリサイクル料金の収受を見込む。

収受形態	台数	リサイクル料金 収入
新車購入時預託	5,000千台	46,939百万円
引取時預託	33千台	187百万円
合計	5,033千台	47,125百万円

#### 2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用する。

令和4年度末における保有債券額面残高は8,407億円を見込む。このうち、令和4年度の新規債券取得額面金額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む。)は773億円を見込む。

また、令和4年度から社債への投資を再開し、ESG投資(環境、社会、企業統治の観点を考慮した投資)を通じて社会貢献の拡大に努めていく。

### 3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に関わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行う。

令和4年度は、ASR304万台分185億円、エアバッグ類276万台分66億円、フロン類283万台分59億円、情報管理料金319万台分6億円、及び利息として合計48億円を見込む。

品目	台数	払渡支出(利息除く)
ASR	3,039千台	18,538百万円
エアバッグ類	2,757千台	6,562百万円
フロン類	2,829千台	5,856百万円
情報管理料金	3,188千台	618百万円
合計		31,574百万円

### 4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金及びその利息を返還する。

令和4年度は、151万台分175億円、及び利息として18億円を見込む。

### 5. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特定再資源化預託金等の出えん等を行う。

- (1) 離島対策支援事業の定常業務及び不法投棄等対策支援事業の拡充に要する資金として、合計175百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (2) 大規模災害発生に備えた地方公共団体向けの事前対応に要する資金として、12百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (3) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する資金として、資金管理法人において249百万円を充て、指定再資源化機関及び情報管理センターにそれぞれ、3百万円、10百万円を出えんする。
- (4) 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に係る要件定義に要する資金として、資金管理法人において53百万円を充て、情報管理センターに対して41百万円を出えんする。

### 6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造においては、システムの利便性、拡張性及び効率性の向上を実現するための具体的な要件を整理した仕様書を策定し、開発事業者を選定するための入札を実施する。

資金管理業務としては、キャッシュレスや決済手段の多様化に対応した効率的かつ利便性の高いリサイクル料金の收受方法や、ペーパーレス化やデジタル化に

対応した簡素かつ利便性の高い電子申請等の手続きを実現すべく開発要件に盛り込む。

#### 7. 合同会議の報告書における提言内容への対応

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議にて取りまとめられた報告書において提言された内容のうち、資金管理業務に関する課題への対応を行う。

## II. 再資源化等業務に関する事業

### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第105条に規定される指定再資源化機関として経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第106条に規定される業務(再資源化等業務)を実施するものである。

令和4年度の取組みとして、地方公共団体のためのセーフティネット機能の一環として引き続き、大規模災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動並びに研修会、不法投棄・不適正保管事案の解消や不適正行為を行う事業者への指導強化に資する知見の共有、さらには地方公共団体固有の課題解決に向けた支援を実施する。

### <事業内容>

令和4年度に再資源化等業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、1号事業者31社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

令和4年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で8,760台分、0.5億円の委託料金等収入を見込んでいる。

#### 2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務は、義務者不存在車等(並行輸入車、自動車製造業者又は輸入業者が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者等が確知できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を、実施することとしている。

令和4年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で10,800台分、0.9億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

なお、再資源化料金等受入収入は引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

また、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)メンバーとしての活

動を通じて、災害発生時における番号不明被災自動車の適正処理に対する地方公共団体による対応の円滑化に向けて、以下を実施する。

- (1) 手引書・事例集、番号不明被災自動車に関する推計結果等を活用した、情報提供・啓発活動ならびに説明会・研修会を通じて、地方公共団体における被災自動車の適正処理に係る体制整備、処理計画の策定等の支援を実施する。併せて、コロナ禍における地方公共団体のニーズに応じた研修方法として、オンライン方式での対応も継続する。
- (2) 新たに日本海溝・千島海溝沿い巨大地震による津波で発生する被災自動車の推計を行い、当該被災想定自治体への上記(1)説明会・研修会時の啓発ツールとして使用する。
- (3) D.Waste-Net の活動を通じて、激甚災害発生時における国、地方公共団体への情報提供、助言等の支援を実施する。また、被災自動車の処理実績が認められた地方公共団体には後日ヒアリングを行い、手引書・事例集等への事例追加を検討する。

### 3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務は、使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

令和4年度は、81市町村に対し、27,853台分、1.3億円の出えんを計画している。

また、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。
- (2) 市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力を実施する。
- (3) 市町村が法をより理解した上で事業を活用できるよう、支援を実施する。
- (4) 年間23市町村を対象に申請証憑の確認等を実施し、事務精度を維持する。

### 4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

令和4年度は、国のモデル事業によって得られた知見や同事業の支援によって構築された不法投棄監視システムについて、好事例として他の地方公共団体にも展開を行う。

また、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 事業者による不適正行為に係る諸課題の解決に向け、地方公共団体の指導力強化のための情報提供・支援等を拡充するとともに、業界団体等と連携した優良事業者の育成策を検討する。
- (2) 不法投棄・不適正保管の事案を所管する地方公共団体の対応状況等について、現地確認及び情報の整理を行い、当該地方公共団体の担当者と事案の解消に向けた意見交換を実施する。

(3) 上期に実施する「自治体担当者向け基礎知識研修」(座学研修)、及び下期に実施する「自治体担当者向けステップアップ現場研修」(実地研修)等を通じて、地方公共団体の担当者に対し、不法投棄・不適正保管事案の解消や不適正行為を行う事業者への指導強化に向けた知見を提供する。なお、それらの研修においては、モデル事業や地方公共団体へのヒアリング等で得られた情報・ノウハウ等を盛り込むことで、地方公共団体の担当者にとって、より実践的なものとなるよう改善を図る。また、研修の開催方式や内容は、新型コロナウイルス感染症の収束状況に応じて柔軟に対応する。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)  
本業務は、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要となる行為を実施することとしている。

現時点で、令和4年度は地方公共団体からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務は、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要となる行為を実施することとしている。

現時点で、令和4年度は地方公共団体その他の者からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

なお、再資源化等業務規程第18条第3項及び第5項に基づき、令和3年度の大規模災害対応(2号)業務に係る出えん収入の残余については、令和4年度の大規模災害対応(2号)業務を実施する費用に充て、同様に3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、令和4年度の第3号から第5号までの業務を実施する費用に充てる。

### Ⅲ. 情報管理業務に関する事業

#### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第114条に規定される情報管理センターとして経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第115条に規定される業務(情報管理業務)を実施するものである。

令和4年度の実施方針として、移動報告情報を積極的に活用した適正処理の促進及び理解普及活動を行う。また、令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組みを着実に推進するとともに、国が検討を進める資源回収インセンティブ制度の実現に向けた取組みへ積極的に貢献していく。

## <事業内容>

令和4年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

### 1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。

令和4年度は、電子マニフェストシステムにおいて引取工程での引取台数として3,181千台分の移動報告情報の管理等を見込んでいる。

主な実施内容は以下のとおり。

#### (1) 電子マニフェストシステムの改善

事業者からの改善要望を積極的にヒアリングした結果をもとに、令和4年度においては、破碎工程の機能改善を実施し、関連事業者の更なる利便性の向上を図る。

#### (2) 移動報告情報の積極的な活用をもとにした適正化対策の実施

電子マニフェストシステムから得られる移動報告情報データの分析を深め、地方公共団体や関連団体等への適切かつ効果的な情報提供を行ったうえで、移動報告が長期間実施されていない等諸課題の更なる適正化を図る。

### 2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、デジタル化による更なる品質向上と業務効率化を目的に、令和3年10月に開設したスマートコンタクトセンターの安定稼働と拡充を図りつつ、問合せ内容の分析精度を高め、適宜施策を講じる等利便性の更なる向上を図る。

### 3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行する。

### 4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

### 5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理人へ送信する。

### 6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造においては、システムの利便性、拡張性及び効率性の向上を実現するための具体的な要件を整理した仕様書を策定し、開発事業者を選定するための入札を

実施する。

情報管理業務としては、事業者が利用する移動報告画面を抜本的に見直すことで利便性向上を図るとともに、関連事業者における処理の安全性の確保や効率性の向上に寄与するべく、自動車製造業者等より得た電池等の情報を新たにシステムに取り込む等開発要件に盛り込む。

#### 7. 資源回収インセンティブ制度の実現に向けた取組み

国が主体となって検討を進める資源回収インセンティブ制度の実現に向け、資源回収インセンティブ制度の実証事業の状況を把握しつつ、システム面を含む制度の詳細な運用検討等が円滑に進むよう事務局としてワーキングを運営し、本取組みへ貢献する。

### IV. 自動車リサイクルの促進に関する事業

#### <基本方針>

本事業は、法に基づく「自動車リサイクルシステム」を中心とする自動車リサイクル全般の普及啓発活動、情報提供、更にはより高度な自動車リサイクル及び適正処理を達成するための調査・研究や国内外の関係機関・団体との交流や協力を行うことにより、自動車ユーザーを含む国民一般の便益と国民生活の維持向上に貢献するものである。

令和4年度の取組みとして、令和3年7月に取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の提言に基づき、幅広い観点からユーザーの理解を促進するため、関係者間の連携を促進しつつ、より透明性の高い情報発信を行う。

また、ユーザーと事業者間の円滑な取引に寄与するため、「情報の非対称性」を緩和すべく、制度におけるユーザーの役割について普及啓発に取り組む。

更に、本財団が主催する自動車資源循環情報プラットフォーム（Japan Automobile Resource Circulation Information Platform）（以下「ARCIP」という。）において自動車由来の資源循環等に係る情報等を包括的に取扱い、資源の有効活用及び環境の保全に資するための事業を進めるにあたり、国内外の有識者、専門家、関係主体等と連携を図りながら調査、研究及び分析を行い、施策を検討し、事業の成果については公表する。

加えて、開発途上国等から自動車リサイクル制度の構築、社会実装、運用等に係る助言等の支援の要請があった場合、国際貢献に資する施策の検討等の必要な対策を講じる。

そのほか、本財団の新たな貢献拡大に向けた検討を行う。

#### <事業内容>

令和4年度に自動車リサイクルの促進に関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

##### 1. 情報発信に係る取組み

コスト効率が高い手法を用い、ユーザーにとって利便性が高く、質の高い情

報を発信する。

また、ユーザーが自動車リサイクルの「現場・現物・現実」に接する機会を創出、拡大することにより、「認知拡大」・「関心喚起」に向けたこれまでの取組みに加え、ユーザーの行動変容にも資する「理解の深化」にも力点をおいて情報を発信する。

- (1) コンテンツの質を高める取組み
- (2) 地域ユーザーを対象とした普及啓発
- (3) 小学生やその保護者等を対象とした学習支援等
- (4) 若年層を対象とした普及啓発の強化
- (5) メディアを利用した各施策の相乗効果を高める取組み

## 2. 情報収集に係る取組み

自動車リサイクルに関するユーザーの認知状況・各種ニーズ・環境意識の変化等の把握を目的として各種情報を収集する。

また、情報発信の質を高めるため、定点観測として行っているインターネット調査及びイベント来場者を対象としたアンケート調査等の内容や方法についても改善する。

## 3. ARCIPに係る事業

令和4年度においては、令和3年度に着手した取組みを更に進め、ARCIPの活動を本格化する。主要な活動として以下の(1)から(6)を行う。

- (1) 自動車由来の資源循環等に係る調査・公表
- (2) 人的ネットワークの形成と研究、協力の推進
- (3) ワーキンググループの実施
- (4) 自動車リサイクル会議の開催
- (5) 学会との連携の検討
- (6) ウェブサイトの設置

## 4. 国際貢献に係る事業

開発途上国等の要請に基づく支援等、国際貢献に資する施策に向けた主要な活動として以下の(1)から(3)を行う。

- (1) 自動車リサイクル制度の構築、社会実装、運用等に係る助言、指導
- (2) 国際的な人材育成に資する教育カリキュラム等の作成
- (3) 関係主体と連携した自動車リサイクルに係る国際貢献の在り方の検討

## 5. 新たな貢献拡大の検討

関係主体と連携して、本財団の新たな貢献拡大を検討する。

なお、【公1】自動車リサイクルに関する事業の実施にあたっては、リサイクル料金の收受、電子manifesto報告等に関するコンピュータシステムが必要となるため自動車リサイクル情報システムを構築し運用している。

令和4年度の取組みとして、業務効率化・デジタル化の一層の推進に向けてIT環境の改善を図るとともに、自動車リサイクル情報システムの価値向上を目指したデータ利活用を推進する。

また、令和7年度に実施する自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けて、令和4年度は要件の骨子を調達要件として確定させ、下期に競争入札を実施し、開発事業者を選定する。

## 【公2】 二輪車リサイクルに関する事業

### <基本方針>

本事業は、国内二輪車製造事業者4社が自主取組みとして運営する二輪車リサイクルシステム(以下「二輪車リサイクル」という。)の安定運用への貢献及び普及・促進に取り組むものである。

令和4年度の取組みとして、国内二輪車製造事業者4社から受託した会議体等の運営事務局業務、二輪車リサイクルに係る社会的周知を目指したユーザー及び地方公共団体等を対象とした広報活動、コールセンターの運営業務等を通じて、国内二輪車製造事業者の自主取組みとして運営する二輪車リサイクルの安定運用への貢献及び普及啓発を図る。

### <事業内容>

令和4年度に二輪車リサイクルに関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

#### 1. 二輪車リサイクル運営事務局を通じた貢献

二輪車製造事業者を始めとした関係者が主催する会議体の運営事務局業務を着実に対応するとともに、電動二輪車の普及に伴う使用済みリチウムイオンバッテリーの適切な処理スキームの整備を始めとした二輪車製造事業者が取り組む二輪車リサイクルの各種課題に対応する。

また、輸入事業者の二輪車リサイクルへの加入等の窓口業務を着実に取り組むとともに、手続きに滞りが生じないように、関係者と連携して事業者への周知及び支援を行う。

#### 2. 社会認知度向上に向けた取組み

ユーザー及び地方公共団体等への広報活動を通じて、二輪車リサイクルの安定運用及び社会的周知に取り組む。主な実施内容は以下のとおりである。

- (1) ウェブサイトの維持管理及び改善等
- (2) ユーザーに対する直接訴求に向けた取組み
- (3) 地方公共団体と連携した地域ユーザーへの普及啓発

#### 3. コールセンターの維持・管理及び改善等

ユーザーや地方公共団体等からの二輪車リサイクルに関する問合せに適切に対応するとともに、コールセンターの効率的かつ安定的な運営に取り組む。主な実施内容は以下のとおりである。

- (1) コールセンターの最適化に向けた取組み

## (2) 問合せ者の満足度向上

### 4. 地方公共団体等による放置二輪車等の手続き支援

地方公共団体等においては、放置二輪車等が二輪車リサイクルで取扱いができるか否かの判断や放置二輪車等の引渡しの日程調整を始め、多種多様な手続きが多く負担になっていることから、これら地方公共団体等の手続きを支援し、手続きのワンストップ化を図るなど、更なる放置二輪車等の適切かつ滞りない引渡しに向けて取り組む。

以上